

第 1 回

さいたま市・岩槻市合併協議会

(2) 協議事項

(その 2)

議案第 15 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会 長 相 川 宗 一

項目	補助金、交付金等の取扱い
	補助金、交付金等は、原則としてさいたま市に統一する。 なお、岩槻市のみ補助金、交付金等は、実情を考慮し調整する。

備 考		
補助金、交付金等の件数	平成 16 年 4 月 1 日現在	
区 分	さいたま市	岩槻市
両市に共通するもの	1 8 4 件	
それぞれの市にあるもの	4 5 3 件	1 5 7 件
計	6 3 7 件	3 4 1 件

資料

主な補助金

区 分	さいたま市	岩槻市
自治会連合会（自治会長会）運営補助金	(1)市自治会連合会 500,000 円 (2)区自治会連合会 均等割：1 区 500,000 円 自治会割：10,000 円× 加入自治会数	913,000 円
防犯協会補助金	11,327,000 円 (1,058,553 人×10.7 円)	2,799,000 円 (111,926 人×25 円)
交通安全協会補助金	4,275,000 円 (855,000 円×5 署)	1,355,000 円
老人クラブ連合会補助金	9,284,350 円	700,000 円
幼稚園就園奨励金補助金 〔私立幼稚園〕	第1子 56,500～137,700 円 第2子 147,000～196,000 円 第3子 237,000～253,000 円	第1子 9,000～137,700 円 第2子 9,000～196,000 円 第3子 9,000～253,000 円
子ども会育成連絡協議会 (連合子ども会)補助金	2,709,000 円	608,000 円
体育指導委員連絡協議会 補助金	2,850,000 円	292,000 円
レクリエーション協会 補助金	4,320,000 円	1,423,000 円
岩槻市観光ボランティア ガイド会補助金	—————	100,000 円
人形のまち岩槻流しびな 事業補助金	—————	350,000 円
伝統産業育成事業補助金	—————	500,000 円

議案第16号

町・字名の取扱いについて

町・字名の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

項目	町・字名の取扱い
町・字の名称及び区域は、現行のとおりとする。	

備 考		
町・字名の表記と読みが同一のもの		
さいたま市	岩槻市	読み
仲町（大宮区、浦和区）	仲町	なかちょう
宮町（大宮区）	宮町	みやちょう
大字大谷（見沼区）	大字大谷	おおや
大戸（中央区）	大字大戸	おおと
町名の表記のみが同一のもの		
さいたま市	岩槻市	
東町（あずまちょう）（大宮区）	東町（ひがしちょう）	

議案第17号

慣行等の取扱いについて

慣行等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

項目	慣行等の取扱い
	慣行等は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

市の紋章	さいたま市の制度に統一する。
市の花、市の木、市の花木	さいたま市の制度に統一する。
岩槻市民憲章	廃止する。
岩槻市の都市宣言	廃止する。
国内都市間交流	現行のとおりとする。
国外都市間交流	現行のとおりとする。
表彰制度	さいたま市の制度に統一する。 なお、岩槻市の名誉市民は、さいたま市において継承する。

議案第18号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	国民健康保険事業の取扱い
	国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

保険税	さいたま市の制度に統一する。
出産育児一時金給付	現行のとおりとする。
葬祭費給付	現行のとおりとする。
国保人間ドック補助	さいたま市の制度に統一する。
国保健康診査	さいたま市の制度を適用する。
保養施設利用補助	さいたま市の制度に統一する。

議案第19号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	介護保険事業の取扱い
介護保険事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

第1号被保険者保険料	さいたま市の制度に統一する。
介護保険高額介護サービス費用貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
介護保険低所得者利用料軽減事業	さいたま市の制度に統一する。
居宅サービス利用料負担額助成事業	さいたま市の制度に統一する。
住宅改修支援事業	さいたま市の制度に統一する。
介護相談員派遣事業	廃止する。

議案第20号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川宗一

項目	消防団の取扱い
消防団は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

消防団員	岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。
報酬	さいたま市の制度に統一する。
費用弁償	さいたま市の制度に統一する。

議案第 2 1 号

保健・医療事業の取扱いについて

保健・医療事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	保健・医療事業の取扱い
	保健・医療事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

休日急患診療所	合併時まで調整する。
在宅当番医制	合併時まで調整する。
2次救急医療	合併時まで調整する。
スズメバチ等駆除事業	さいたま市の制度を適用する。
犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業	さいたま市の制度を適用する。
乳幼児医療費助成制度	さいたま市の制度に統一する。
乳幼児健康診査	さいたま市の制度に統一する。
健康診査・検診	さいたま市の制度に統一する。

議案第 2 2 号

社会福祉事業の取扱いについて

社会福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	社会福祉事業の取扱い
	社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

社会福祉大会	さいたま市の制度に統一する。
災害見舞金支給事業	さいたま市の制度に統一する。
苦情処理窓口及び福祉オンブズ パーソン	さいたま市の制度を適用する。
高等学校入学支度金支給事業	さいたま市の制度を適用する。
住宅費（契約更新料）差額金 助成事業	さいたま市の制度を適用する。
民生委員児童委員	さいたま市の制度に統一する。
低所得世帯入院料（室料）差額 補助事業	廃止する。
出産費差額助成事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第23号

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

項目	高齢者福祉事業の取扱い
	高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

敬老祝金支給	さいたま市の制度に統一する。
敬老会	さいたま市の制度に統一する。
宅配食事サービス	さいたま市の制度に統一する。
重度要介護高齢者手当	さいたま市の制度に統一する。
敬老マッサージ施術料補助	さいたま市の制度を適用する。
重度要介護高齢者訪問理容サービス	さいたま市の制度を適用する。
高齢者相談員設置事業	さいたま市の制度を適用する。
老人スポーツ大会	廃止する。

議案第24号

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	障害者福祉事業の取扱い
	障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

ホームヘルパー派遣事業（支援費制度）	現行のとおりとする。
身体障害者手帳等申請用診断料給付事業	さいたま市の制度に統一する。
レスパイトサービス事業	さいたま市の制度を適用する。
障害児(者)生活サポート制度	さいたま市の制度に統一する。
心身障害者福祉手当	さいたま市の制度に統一する。
特別障害者手当	現行のとおりとする。
心身障害者相談員制度	さいたま市の制度を適用する。
紙おむつ給付事業	廃止する。

議案第25号

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

項目	児童福祉事業の取扱い
	児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

保育時間	さいたま市の制度に統一する。
保育料	さいたま市の制度に統一する。
児童手当	現行のとおりとする。
児童扶養手当	現行のとおりとする。
放課後児童健全育成事業	さいたま市の制度に統一する。
家庭児童相談	さいたま市の制度に統一する。
ひとり親家庭児童就学支度金	さいたま市の制度を適用する。
ブックスタート事業	さいたま市の制度を適用する。
病児保育事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第26号

ごみ・し尿処理事業の取扱いについて

ごみ・し尿処理事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川宗一

項目	ごみ・し尿処理事業の取扱い
ごみ・し尿処理事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

ごみの分別及び収集	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理手数料	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理業申請手数料	さいたま市の制度に統一する。
資源物回収奨励金	さいたま市の制度に統一する。
し尿処理の手数料	さいたま市の制度に統一する。

議案第27号

水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	水道事業の取扱い
岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

水道料金	さいたま市の制度に統一する。
水道分担金	さいたま市の制度に統一する。

議案第 28 号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	下水道事業の取扱い
下水道事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

下水道使用料	さいたま市の制度に統一する。
下水道受益者負担金	さいたま市の制度に統一する。
私道内排水設備布設工事費補助金	さいたま市の制度に統一する。
水洗便所設備資金	さいたま市の制度に統一する。

議案第29号

各種事務事業の取扱いについて

次の各種事務事業の取扱いについては、別紙のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川宗一

- 1 広報広聴事業
- 2 コミュニティ施策
- 3 情報公開事業
- 4 消防業務
- 5 防災事業
- 6 男女共同参画事業
- 7 市民窓口業務
- 8 文化振興事業
- 9 環境対策事業
- 10 交通対策事業
- 11 農業振興事業
- 12 商工・観光事業
- 13 勤労者・消費者関連事業
- 14 都市計画事業
- 15 道路事業
- 16 河川事業
- 17 住宅事業
- 18 学校教育事業
- 19 社会教育事業
- 20 議会
- 21 選挙

項目	各種事務事業の取扱い - 広報広聴事業
<p>広報広聴事業は、さいたま市の制度に統一する。</p>	

主な項目とその取扱い

テレビ広報	さいたま市の制度を適用する。
ラジオ広報	さいたま市の制度を適用する。
広報紙の発行	さいたま市の制度に統一する。
広報刊行物	さいたま市の制度に統一する。
テレホンガイド	さいたま市の制度に統一する。
市民提案制度	さいたま市の制度に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - コミュニティ施策
コミュニティ施策は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

自治会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
自治会連合会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
区民会議	さいたま市の制度を適用する。
コミュニティ施設の提供	さいたま市の制度に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 情報公開事業
<p>情報公開事業は、さいたま市の制度に統一する。</p>	

主な項目とその取扱い

情報公開制度	さいたま市の制度に統一する。
個人情報保護制度	さいたま市の制度に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 消防業務
消防業務は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

火災等出動計画	さいたま市の制度に統一する。
消防水利の整備計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
消防緊急情報システム	さいたま市の制度に統一する。
女性消防隊	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 防災事業
防災事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

地域防災計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
総合防災訓練	さいたま市の制度に統一する。
自主防災組織	さいたま市の制度に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 男女共同参画事業
男女共同参画事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

男女共同参画基本計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
男女共同参画社会情報誌の発行	さいたま市の制度に統一する。
女性登用の推進	さいたま市の制度に統一する。
男女共同参画啓発イベント	さいたま市の制度に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 市民窓口業務
市民窓口業務は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

戸籍受付事務	さいたま市の制度に統一する。
郵便局証明発行事務	さいたま市の制度を適用する方向で関係機関と調整する。
戸籍（除籍）謄抄本・証明書交付事務	さいたま市の制度に統一する。
窓口の開設時間	さいたま市の制度に統一する。
自動交付機による証明書交付事務	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 文化振興事業
文化振興事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

美術展覧会	さいたま市の制度に統一する。
こども文化祭	さいたま市の制度を適用する。
文芸誌の発行	さいたま市の制度を適用する。
公民館絵画グループ展	さいたま市の制度を適用する。
自主文化事業	さいたま市の制度を適用する。
公共施設予約システムによる文化関係施設の提供	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 環境対策事業
環境対策事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

合併処理浄化槽設置整備 事業補助	さいたま市の制度に統一する。
大気監視	さいたま市の制度に統一する。
騒音・振動監視	さいたま市の制度に統一する。
河川調査	さいたま市の制度に統一する。
生活排水調査	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 交通対策事業
交通対策事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

交通安全教室	さいたま市の制度に統一する。
交通指導員制度	さいたま市の制度に統一する。
放置自転車対策	さいたま市の制度に統一する。
自転車駐車場管理業務	現行のとおりとする。

項目	各種事務事業の取扱い - 農業振興事業
農業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

生産指導事業	さいたま市の制度に統一する。
農業祭	さいたま市の制度を適用する。
農業団体育成事業	さいたま市の制度に統一する。
農業後継者対策	さいたま市の制度に統一する。
市民農園運営事業	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 商工・観光事業
<p>(1) 商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。</p> <p>(2) 観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一する。 なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続する。</p>	

主な項目とその取扱い

商店街環境整備事業	さいたま市の制度に統一する。
創業者支援推進事業	さいたま市の制度を適用する。
商工見本市開催事業	さいたま市の制度を適用する。
花火大会	さいたま市の制度に統一する。
市民まつり	人形のまち岩槻まつりは、現行のとおりとする。

項目	各種事務事業の取扱い - 勤労者・消費者関連事業
勤労者・消費者関連事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

勤労者定期健康診断	さいたま市の制度に統一する。
(財)勤労者福祉サービスセンター事業	さいたま市の制度を適用する。
働く女性の家施設の提供	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 都市計画事業
都市計画事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

都市計画マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。
緑の基本計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
グリーンパラソル推進事業	さいたま市の制度を適用する。
オープン型民間緑地保全事業	さいたま市の制度を適用する。
総合都市交通体系マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 道路事業
道路事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

道路整備事業	さいたま市の制度に統一する。
私道舗装等整備助成制度	さいたま市の制度を適用する。
公共施設案内標識管理業務	さいたま市の制度に統一する。
道路応急修繕業務	さいたま市の制度に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 河川事業
河川事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

水害対策	さいたま市の制度に統一する。
排水路整備事業	さいたま市の制度に統一する。
水辺環境整備事業	さいたま市の制度を適用する。
植樹管理事業	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 住宅事業
住宅事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

市営住宅の入居	さいたま市の制度に統一する。
住宅マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。
公営住宅ストック総合活用計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 学校教育事業
<p>学校教育事業は、さいたま市の制度に統一する。</p>	

主な項目とその取扱い

就学援助事業	さいたま市の制度に統一する。
育英資金の貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
小・中学校給食事業	さいたま市の制度に統一する。
養護学校	さいたま市の制度を適用する。
教員・高校生等海外派遣事業	さいたま市の制度を適用する。
教育相談事業	さいたま市の制度に統一する。
交通遺児等奨学金給付事業	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 社会教育事業
社会教育事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

人権講座	さいたま市の制度に統一する。
学校開放講座・大学公開講座	さいたま市の制度を適用する。
指定文化財	さいたま市の制度に統一する。 なお、岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。
市民大学	さいたま市の制度に統一する。

項目	各種事務事業の取扱い - 議会
議会は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

市議会報	さいたま市の制度に統一する。
市議会テレビ広報	さいたま市の制度を適用する。

項目	各種事務事業の取扱い - 選挙
選挙は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

選挙公報	さいたま市の制度に統一する。
入場整理券	さいたま市の制度に統一する。
選挙の投票及び開票速報	さいたま市の制度に統一する。